



中小企業向け

“使える！”

経済産業省 支援メニューガイドブック

～設備投資等を支援する補助金・税制～

2022年度補正予算
2023年度予算・税制

2023年3月1日現在
経済産業省北海道経済産業局

INDEX

【設備投資等】

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【G Biz ID必須】	1
2. 小規模事業者持続化補助金	2
3. サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	
【G Biz ID必須】	3
4. 事業再構築補助金【G Biz ID必須】	4
5. 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業(省エネ診断)	5
6. 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金(省エネ補助金)	6
7. 先端設備導入制度に基づく固定資産税の特例	7
8. 中小企業経営強化税制【G Biz ID対応】	8
9. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	9
10. 地域未来投資促進税制	10

【DX】

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(再掲)	
【G Biz ID必須】	1
3. サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)(再掲)	
【G Biz ID必須】	3
11. DX投資促進税制	11
12. DX認定制度	12

【技術開発】

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(再掲)	
【G Biz ID必須】	1
13. 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)	13
※旧サポイン事業、旧サビサポ事業	
14. 研究開発税制	14

INDEX

【事業承継】

- [15. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制](#) 15
- [16. 事業承継・引継ぎ補助金【GビズID必須】](#) 16

【事業継続】

- [17. 事業継続力強化計画【GビズID対応】](#) 17
- [18. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金](#) 18
- [19. 災害時の強靱性向上のための補助事業](#) 19

【海外展開】

- [20. 新規輸出1万者支援プログラム](#) 20

【知 財】

- [21. 中小企業等外国出願支援事業補助金](#) 21
- [22. 特許料等の減免制度](#) 22

【相 談】

- [23. 北海道よろず支援拠点](#) 23

【参 考】

- [加点要素となる事業計画](#) 24

※GビズID (gBizID) の詳細、アカウントの登録方法については、
GビズIDホームページをご覧ください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>



1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善やグリーン、デジタルに資する設備投資等を支援します。

また、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブ強化、3段階の類型創設によるグリーン枠の拡充、海外でのブランド確立などの取組への支援を行うグローバル市場開拓枠の強化（ブランディング等費用も対象）などを新たに実施します。

申請類型	概要	補助上限額	補助率
通常枠	革新的な製品開発等に必要な設備投資等を支援	750万円 1,000万円 } ※1 1,250万円	中小：1/2 ※2
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しい事業者が賃上げ等に必要な設備投資等を支援		2/3
デジタル枠	DXに資する製品開発等に必要な設備投資等を支援		
グリーン枠	温室効果ガス排出削減に資する設備投資等を支援	1,250万円 } ※1 2,000万円 4,000万円	
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大・強化に資する設備投資等を支援	3,000万円	中小：1/2 小規模：2/3

※1：従業員規模で異なる ※2：小規模、再生事業者は2/3

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者 特定事業者の一部、一定要件を満たすNPO法人、社会福祉法人 など
主な加点要件	<ul style="list-style-type: none"> 有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者 パートナーシップ構築宣言を行っている事業者 有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者 など
減点要件	過去3年間に類似の補助金の交付決定を1回受けている場合は減点。 (過去3年間に既に2回以上交付決定を受けた事業者は申請対象外)
公募期間	【14次公募】2023年1月11日(水)17時～2023年4月19日(水)17時
応募先及び問い合わせ先	ものづくり補助金事務局Webページをご覧ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
備考	直近公募の採択件数【12次公募】1,907者（うち、北海道内は82者）
当局窓口	北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 TEL：011-709-2311（内線2587）



2.小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援します。

【申請にあたっての注意事項】

申請には地域の**商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」**が必要です。発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってご相談ください。

【要件】

項目	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
対象者	小規模事業者 等				
	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）			従業員 5人以下	
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業			従業員 20人以下	
	製造業その他			従業員 20人以下	
補助対象経費	機械装置等費、広告費、展示会等出展費、旅費 等				
補助上限額補助率	50万、2/3	200万、2/3 (赤字事業者は3/4)	200万、2/3	200万、2/3	200万、2/3
	<p>※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合、全ての枠で一律に50万円の補助上限上乗せを行います。(最大上限額250万円)</p> <p>※令和元年度・3年度補正予算事業において、「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せの対象外です。</p>				
申請要件(第11回公募時点)	—	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者	小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者	アトツギ甲子園のファイナリストになった事業者	過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
応募及び問合せ先	<p><北海道内の商工会地区の方> 北海道商工会連合会 TEL 011-251-0102 URL: https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</p> <p><商工会議所地区の方> 商工会議所地区 補助金事務局 TEL 03-6632-1502 URL: https://r3.jizokukahojokin.info/</p>				

【スケジュール】

今後のスケジュールは未定です。詳細が決まり次第、追記させていただきます。


【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL : 011-709-2311 (内線2576)

E-mail : bzl-hokkaido-shokibo@meti.go.jp

生産性向上に役立つITツールを導入したい

3. サービス等生産性向上IT導入支援事業

IT導入補助金 

中小企業等の生産性向上を実現するため、付加価値向上に資するITツールの導入や、インボイス制度への対応も見据えた企業間取引のデジタル化のほか、サイバー攻撃被害が事業継続を困難とする事態を回避するための支援を行います。

【事業スキーム・要件】

枠	類型	補助額	機能要件	補助率	対象経費	
デジタル化基盤導入枠 (令和3年度補正予算)	デジタル化基盤 導入類型	I T ツ ー ル	50万円以下	会計・受発注・ 決済・ECのうち 1機能以上	3 / 4 以内	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用 料 (最大2年 分)、ハード ウェア 購入費、 導入関連費
			50万円超 ～350万円	会計・受発注・ 決済・ECのうち 2機能以上	2 / 3 以内	
		P C	～10万円	上記ITツールの 使用に資するもの	1 / 2 以内	
		券レ 売ジ 機・	～20万円			
	I T 導 入 類 型	(1) デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒デジタル化基盤導入類型と同様 (2) 上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×参画事業者数、補助率は2/3以内 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((1)+(2))及び事務費・ 専門家費)				
(令和元年度補正予算)	通常枠	A 類 型	30万円～ 150万円未満	1プロセス以上	1 / 2 以内	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用 料 (1年分)、 導入関連費
		B 類 型	150万円～ 450万円以下	4プロセス以上		
	セキュリティ 対策推進枠	-	5万円～ 100万円	IPAが公表する 「サイバーセキュリティ お助け隊サービスリス ト」に掲載されたサービ ス	1 / 2 以内	サービス 利用料 (最大2年分)

【応募及び問い合わせ先】 IT導入補助金事務局ポータルサイト:<https://www.it-hojo.jp/>
【スケジュール】

受付開始：2023年3月31日（金）～

受付締切：受付開始以来、通年で受付を行っております。各類型の事業スケジュールはポータルサイトにてご確認ください。随時更新：<https://www.it-hojo.jp/schedule/>

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 製造・情報産業課

TEL：011-709-2311（内線2566）

E-mail：bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

新分野展開や業態転換をしたい

4.事業再構築補助金

事業再構築補助金



新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築を目指す中小企業等の挑戦を支援します。

【要件・申請類型】

必須要件 (全枠共通)	<ul style="list-style-type: none">●事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。●補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%～5.0% (申請枠により異なる) 以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%～5.0% (申請枠により異なる) 以上増加の達成。
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等
応募及び問合せ先	事業再構築補助金事務局 https://jigyousaikouchiku.jp/ <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話> 03-4216-4080

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
成長枠(※2) (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け)	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円(※3)	中小1/2、中堅1/3(※4)
グリーン成長枠(※2) (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け)	<エントリー> 中小:4,000万円、6,000万円、8,000万円(※3) 中堅:1億円 <スタンダード> 中小:1億円、中堅:1.5億円	中小1/2、中堅1/3(※4)
産業構造転換枠 (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け)	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円(※3) 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	中小2/3、中堅1/2
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け)	5億円	中小1/2、中堅1/3
物価高騰対策・回復再生応援枠 (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け)	1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円(※3)	中小2/3(一部3/4) 中堅1/2(一部2/3)
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者向け)	500万円、1,000万円、1,500万円(※3)	中小3/4、中堅2/3

(※1) 補助下限額は100万円

(※2) 補助事業終了後3～5年で中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業する事業者に対する上乗せ枠(卒業促進枠)又は継続的な賃金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠(大規模賃金引上促進枠)に応募可能

(※3) 従業員規模により異なる

(※4) 補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

公募開始：2023年3月下旬頃(2023年度中に3回程度公募予定)

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 経営支援課 TEL:011-709-2311(内線2580)

E-mail: bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

省エネについて専門家のアドバイスを受けたい

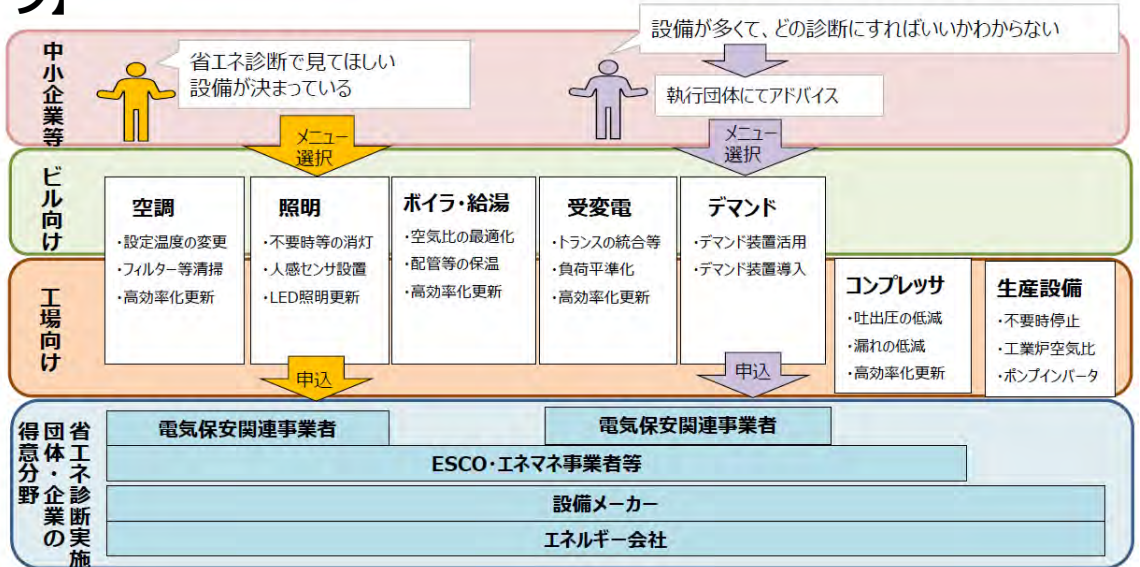
5. 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業

省エネ診断



中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案を行います。

【事業イメージ】



【要件】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者 ・会社法上の会社に該当しないもので、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所 			
メニュー	料金プラン		料金（税込）	診断対象設備
	まるっとプラン	節電プラン	15,840円	電気設備 ※電気式エアコンや照明など
		節ガスプラン		ガス設備
		組合せプラン		全設備
設備単位プラン	1設備の場合	5,280円	空調設備、照明設備、ボイラ・給湯器、コンプレッサ、受変電設備、デマンド、	
	2設備の場合	10,560円	冷凍冷蔵設備、生産設備、給排水・排水処理、工業炉	
応募及び問合せ先	一般社団法人環境共創イニシアチブ			

【スケジュール】 2023年1月31日（火）～

【北海道経済産業局 窓口】 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL : 011-709-2311 (内線2635) E-mail : bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp



6. 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

- ・ (先進事業等) 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
- ・ (指定設備) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新を支援します。

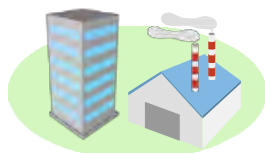
【事業概要】

(A) 先進事業

大幅な省エネを実現できる先進的な設備の導入を支援します。



外部審査委員会において、先進性が認められた設備・システム



(C) 指定設備導入事業

エネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表された省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

対象設備(例)



【高効率空調】



【冷凍冷蔵設備】



【工作機械】

(B) オーダーメイド事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。



(D) エネルギー需要最適化対策事業

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。



【要件】

事業区分		(A) 先進事業	(B) オーダーメイド事業	(C) 指定設備導入事業	(D) エネルギー需要最適化対策事業
補助率	中小企業等	2/3以内	1/2以内 (投資回収7年未満の事業は1/3以内)	1/3以内	1/2以内
	大企業等	1/2以内	1/3以内 (投資回収7年未満の事業は1/4以内)		1/3以内
1事業当たり補助限度額		15億円/年度		1億円/年度	1億円/年度
対象経費		設計費・設備費・工事費		設備費	設計費・設備費・工事費
応募及び問合せ先		(先進事業等) 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 [(A),(B),(D)] 一般社団法人環境共創イニシアチブ (指定設備) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 [(C),(D)] 一般社団法人環境共創イニシアチブ			

【スケジュール】

(先進事業等) 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 [(A),(B),(D)]

1次公募開始：3月下旬予定 2次公募開始：5月下旬予定

(指定設備) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 [(C),(D)]

1次公募開始：3月下旬予定 2次公募開始：5月下旬予定

【北海道経済産業局 窓口】 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL：011-709-2311 (内線2635) E-mail：bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

設備投資に対する固定資産税特例を使いたい

7. 先端設備等導入制度に基づく固定資産税の特例

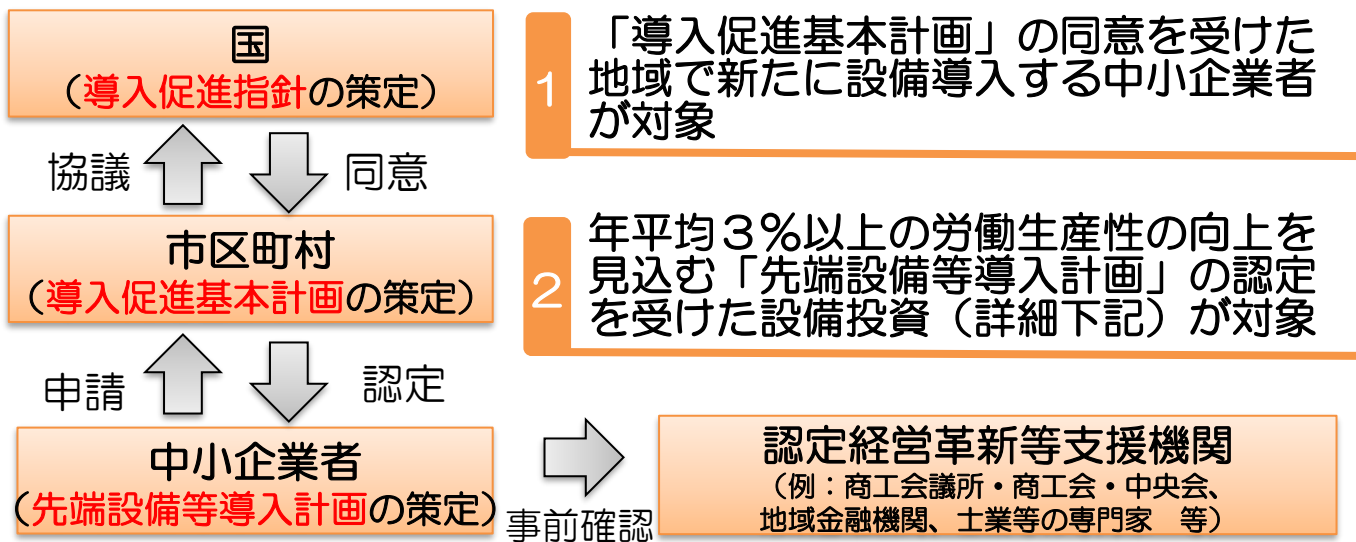
先端設備等導入計画



市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ※になります。

※課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ～1/2)を乗じて得た額とする

【事業スキーム】



【固定資産税特例の要件】

項目	概要
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。
対象設備	商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備（事業用家屋を除く） ※工業会等から証明書を取得する必要があります。 ※2023(令和5)年3月末までに導入する設備が対象となります。 【設備種類（最低取得価額／販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上／10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ◆器具備品（30万円以上／6年以内） ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る） （60万円以上／14年以内） ◆構築物（120万円以上／14年以内） ◆事業用家屋（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）

※市町村により異なる場合があります。

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2574）

E-mail：bzl-hokkaido-seisanseikojo@meti.go.jp

設備投資に対する法人税特例を使いたい

8. 中小企業経営強化税制

経営力向上計画



中小企業が新規に設備を取得した場合、「法人税※の即時償却または控除」が受けられます。（※個人事業主の場合には所得税）

【事業スキーム】

国
(事業分野別の主務大臣)



経営力向上計画

特定事業者等
(中小企業・小規模事業者)
中堅企業

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減及び準備金の積立（損金算入）による法人税の軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

申請を
サポート

経営革新等支援機関

- 例
- ・商工会議所・商工会・中央会
 - ・地域金融機関
 - ・士業等の専門家 等

【中小企業経営強化税制の要件】

項目	【A類型】生産性向上設備	【B類型】収益力強化設備	【C類型】デジタル化設備	【D類型】経営資源集約化に資する設備
対象者	経営力向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下）			
対象設備	機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア（最低取得価額、販売開始時期の要件有）			
支援措置	法人税※の10%税額控除または即時償却 （資本金3000万円超1億円以下の法人の場合は7%）			
期間	2023(令和5)年3月31日までに新規取得し、指定事業の用に供した設備			
要件	以下2つの要件を満たす設備 ①一定期間内に販売されたモデル ②経営力向上に資する指標（生産効率等）が旧モデル比年平均1%以上向上している設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備
必要な手続き	設備を生産した機器メーカー等から工業会等が発行した証明書を受領し、経営力向上計画の認定を受ける	経産局へ申請の上、投資計画の確認書を受領し、経営力向上計画の認定を受ける		

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL : 011-709-2311 (内線2574)

E-mail : bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

脱炭素化関連設備投資に対する課税特例を使いたい

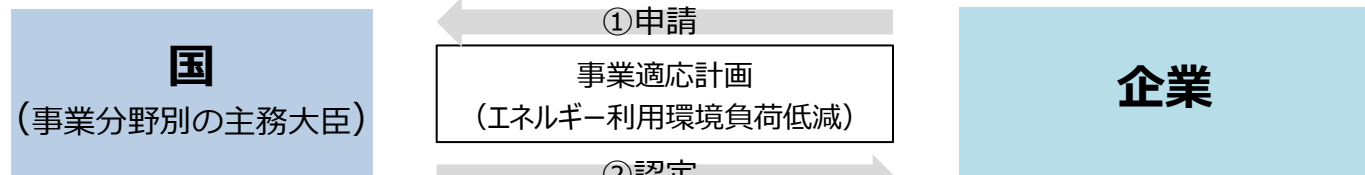
9.カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画



脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、生産工程等の脱炭素化を実現する設備導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）を受けることができます。

【認定スキーム(産業競争力強化法に基づく事業適応計画)】



⇒③支援措置 1) ツーステップローン及び成果連動型利子補給制度
2) **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**

【カーボンニュートラルに向けた投資促進税制】

項目	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	エネルギー利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備（需要開拓商品生産設備）は、下記①～⑤の生産に使用される機械装置。 ①化合物パワー半導体 ②EV又はPHEV向けリチウムイオン蓄電池 ③定置用リチウムイオン蓄電池 ④燃料電池 ⑤洋上風力発電設備の主要専門部品	事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備 ※設備の導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要。 ※対象設備（生産工程効率化等設備）は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。
支援措置	税額控除10%又は特別償却50%	【3年以内に炭素生産性10%以上向上】 税額控除10%又は特別償却50% 【3年以内に炭素生産性7%以上向上】 税額控除 5%又は特別償却50%
期間	2024(令和6)年3月31日までに設備等を製作・取得し、その事業の用に供した場合	
要件	①計画期間 ②生産性の向上／新需要の開拓 ③財務の健全性 ④前向きな取組 ⑤全社的取組 ※事業適応計画の要件など詳細については下記URLを確認ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html	

【北海道経済産業局 窓口】

資源・エネルギー環境部 エネルギー対策課 TEL 011-709-2311 (内線2639)

E-mail bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

設備投資に対する法人税特例を使いたい

10. 地域未来投資促進税制

未来法



地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。

【事業スキーム】

STEP 1 : 地域経済牽引事業計画の承認
都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- イ 地域特性の活用
- ロ 高い付加価値額の創出
- ハ 地域の事業者に対する経済的効果

申請

承認

都
道
府
県

【支援措置】

- ① 税制
- ② 金融
- ③ 規制の特例
- ④ 予算

STEP 2 : 課税特例の確認

申請

確認

国

【要件】

対 象 者	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた青色申告書を提出する法人
対 象 設 備	新設もしくは増設に係る機械装置、器具備品、建物、附属設備、構築物（設備投資額は、2,000万円以上かつ前年度減価償却費の20%以上）
支 援 措 置	機械装置・器具備品：税額控除4%、特別償却40% 建物・附属設備・構築物：税額控除2%、特別償却20% （上乗せ要件あり）
期 間	2025(令和7)年3月31日※までに新規取得し、その事業の用に供した資産（貸付けの用に供した場合を除く）※法案成立後
要 件	①先進性を有すること ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 ②対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ③旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
そ の 他	不動産取得税の免除、市町村によっては固定資産税の減免を受けることができます。

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 地域未来投資促進室

TEL : 011-709-2311 (内線2553)

E-mail : bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

デジタル関連投資に対する課税特例を使いたい

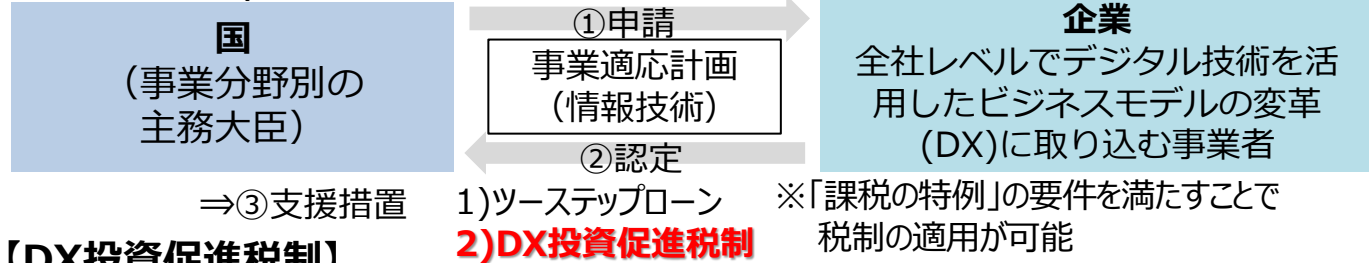
11.DX投資促進税制

情報技術事業適応計画



DXの実現を目指す事業者のクラウド技術を活用した新規デジタル関連投資(ソフトウェア等)に対して、法人税の税額控除または特別償却が受けられます。

【事業スキーム(産業競争力強化法に基づく事業適応計画)】



【DX投資促進税制】

項目	DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連設備	
対象者	産業競争力強化法に基づく「情報技術事業適応に関する計画(事業適応計画)」の認定を受け、かつ、「DX認定」を取得している事業者	
対象設備	ソフトウェア、繰延資産※1、機械装置・器具備品※2 ※1 クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用 ※2 ソフトウェアや繰延資産と連携して使用されるものに限る	
支援措置	税額控除(3~5%※)または特別償却(30%) ※グループ外の他法人ともデータ連携する場合は5% ・控除上限：法人税額の20% ・投資額：【上限】300億円 【下限】国内の売上高比0.1%以上	
期間	2024(令和6)年3月31日までに設備等を製作・取得しその事業の用に供した場合	
要件	【計画の認定要件】	【「課税の特例」の要件】
	①計画期間 ②生産性の向上 / 新需要の開拓 ③財務の健全性 ④前向きな取組 ⑤全社的取組	【デジタル要件】 ①データ連携* ②クラウド技術の活用③IPA「DX認定」の取得 【企業変革要件】 ①生産性向上または売上上昇 ②商品の製造原価が8.8%以上削減 ③全社の意思決定 (取締役会の決議等)

※他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること。

認定要件が2023年度以降変更となります。変更内容は下記URLをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/dx_kaisei.pdf

※事業適応計画の要件など詳細については下記URLを確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 製造・情報産業課 TEL 011-709-2311 (内線2570)

E-mail bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

DXに取り組んでいることをPRしたい

12.DX認定制度

DX認定 IPA



ビジョン策定や戦略・体制の整備などを既に行い、DX推進の準備が整っている事業者(DX-Ready)を経済産業省が認定します。

【事業スキーム】



【「情報処理の促進に関する法律」に基づく認定制度（DX認定制度）】

対象者	全ての事業者（法人と個人事業者。法人は公益法人等も含む）
認定要件	デジタルガバナンス・コード2.0（経営者に求められる企業価値向上に向け、実践すべき事柄）に基づく認定基準を満たしていること※1
メリット	①DX認定事業者はIPAのホームページで公表 ②認定事業者は右記のロゴマークの利用が可能 ③上記により「自社がDXに積極的に取り組んでいる企業」であることをPR可能 ④下記の支援措置を受けることが可能
支援措置	①DX投資促進税制 ②日本政策金融公庫による融資 ③中小企業信用保険法の特例
申請	通年で申請可能（webサイト（DX推進ポータル）から申請）。申請から認定取得までの標準処理期間は60日 ※gBizIDの事前取得が必要
有効期間	2年間
相談窓口	DX認定制度事務局（（独）情報処理推進機構） ikc-dxcp@ipa.go.jp 窓口対応時間 10:00~18:00（土日祝日を除く平日 月曜日～金曜日）

※1申請のガイダンスは事務局Webページをご覧ください。

<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html>

＜ご参考：DX推進指標＞

DX推進指標はDXの推進状況を自己診断するためのツールです。
詳しくは下記および右記QRコードの「自己診断結果入力サイト」をご覧ください。
<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>



【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 製造・情報産業課 TEL：011-709-2311（内線2565）

E-mail：bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

研究開発及びその事業化に向けた取組をしたい

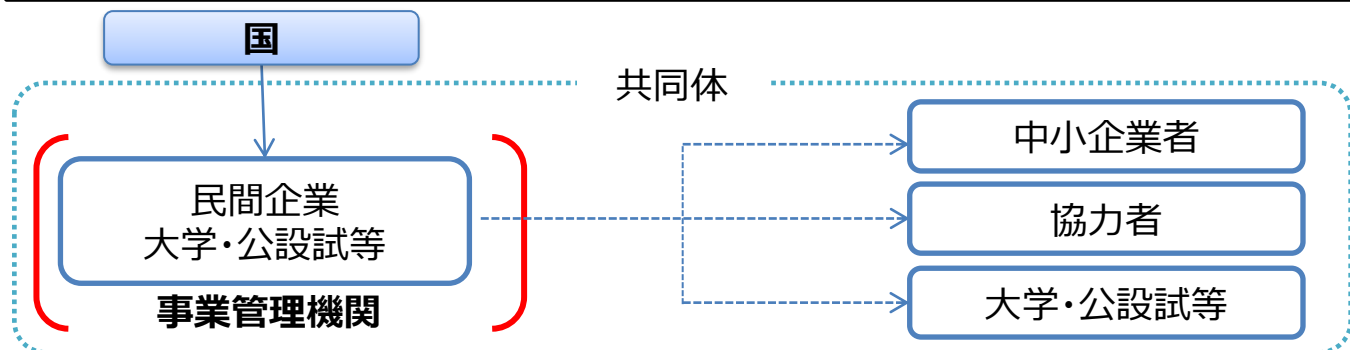
13.成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)

(旧サポイン事業、旧サビサポ事業)

Go-Tech事業



中小企業のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、中小企業等が大学・公設試等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発等及び事業化に向けた取組を2年間又は3年間支援します。



<道内活用事例> 株式会社ファームノート

【クラウド牛群管理システムの開発】

同社では、牛個体の状態を飼養管理者にリアルタイムに通知するクラウドシステムを構築するためのセンシング技術とデバイスを開発し、全国の大小様々な酪農・畜産生産者にご愛顧いただいている。



引用元：サポインマッチ・ナビ（HP）より抜粋

項目	概要
補助対象者	中小企業・小規模事業者等及び大学・公設試等による共同体
対象経費	物品費（設備備品費等）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、技術導入費、マーケティング調査費等）、委託費、間接経費
補助率	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業・小規模事業者等：2/3以内（中小企業等が受け取る補助金は補助金総額の2/3以上であること）● 大学・公設試等：事業管理機関として参加している場合に限り定額（ただし、2/3が適用される場合がある）
補助上限額	【通常枠】単年度あたり4,500万円以下、2カ年合計で7,500万円以下、3カ年間合計で9,750万円以下 【出資獲得枠】単年度あたり1億円以下、2カ年合計で2億円以下、3カ年合計で3億円以下
公募期間	2023年2月22日（水）～2023年4月20日（木）17:00
応募先	北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 TEL：011-709-2311（内線2587）

研究開発税制を利用したい

研究開発税制



14. 研究開発税制

企業が研究開発を行っている場合、法人税額（国税）から、試験研究費の一定割合の控除が受けられます。

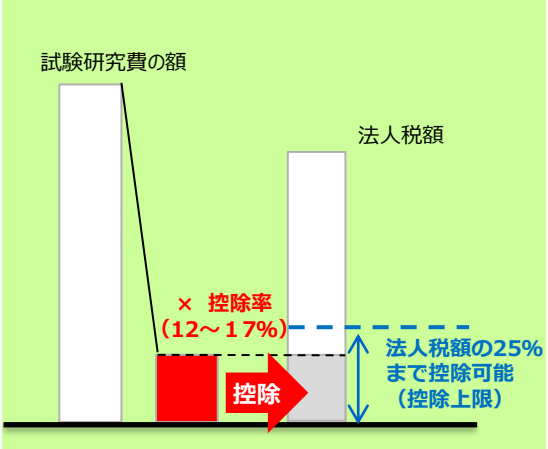
【事業スキーム】

事業類型	概要	控除率	控除上限額 (恒久措置)
一般型	試験研究費の額の一定割合を法人税から控除	2～14%	法人税額の 25%相当額
中小企業 技術基盤 強化税制型	中小企業者等について、試験研究費の額の一定割合を法人税から控除	12～17%	
オープン イノベーション 型	大学等との共同・委託研究等の特別試験研究費の一定割合を法人税から控除	相手先に応じて 20～30%	法人税額の 10%相当額

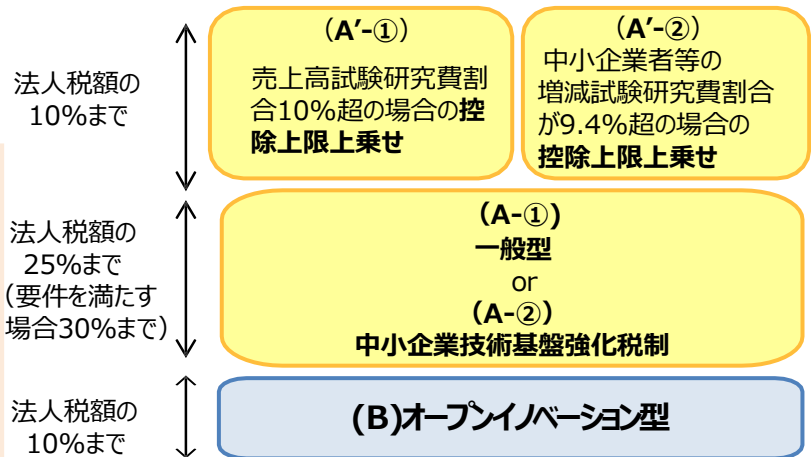
【控除上限】（法人税額の何%まで控除できるか）

研究開発税制利用のイメージ

（中小企業技術基盤強化税制型の場合）



控除上限 **最大50%**



コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度）と比較し、

a. 売上が2%以上減少しているにも関わらず、

b. 試験研究費を増加させる場合、

一般型・中小企業技術基盤強化税制の**控除上限を5%引上げ**

【要件】

対象者	研究開発に取り組む企業
対象となる 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・製品・技術：自然科学に関する『研究開発』活動に要する費用 ・サービス：「対価を得て提供する新たな役務の開発」で所定のプロセスを経て行われるものに係る試験研究のために要する費用

【北海道経済産業局 窓口】地域経済部 産業技術革新課

TEL：011-709-2311(内線2585) E-mail：bzl-hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

経営資源の集約化に伴う税負担を軽減したい

15. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

経営資源集約化税制



経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画（※）の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合、以下2つの税制措置を活用することができます。

① 設備投資減税（中小企業経営強化税制）



詳細はQRコードで御覧頂けます

② 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）



※「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、国（事業分野別の主務大臣）から認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

① 設備投資減税

経営力向上計画に基づき、以下のいずれかの要件に該当する一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除※** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

経営資源集約化に資する設備（D類型）

M&A後に取得するもので、M&Aの効果を高める※設備

※修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画を作成し、確認を受ける必要。

生産性向上設備（A類型）

生産性が年平均1%以上向上

収益力強化設備（B類型）

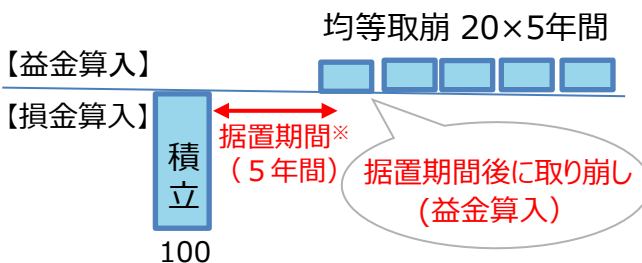
投資利益率5%以上のパッケージ投資

デジタル化設備（C類型）

遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備

② 準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生するリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。



※簿外債務が発覚し、減損等が生じた場合等には、準備金を取り崩して益金に算入。

【適用期間】

①設備投資減税：2023年3月31日までに対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

②準備金の積立：2024年3月31日までに事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたもの。

【北海道経済産業局 窓口】


産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2574）

E-mail：bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

事業承継・引継ぎを契機に経営革新に挑戦したい 事業引継ぎ時に専門家を活用したい

16.事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金 

事業承継・M&A後の経営革新や、M&A時の専門家活用等を、年間を通じて機動的かつ柔軟に補助します。

【事業スキーム】



M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューディリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

事業承継※・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助

※経営者交代型は承継前の後継者も対象

廃業・再チャレンジに係る費用を補助

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助

支援の枠組み	2022年度第2次補正予算	
	補助率	補助額
① 経営革新事業（創業支援型、経営者交代型、M&A型）		
事業承継・M&A後の経営革新に係る費用を補助	1/2~2/3補助	600~800万円※1
② 専門家活用事業（買い手支援型、売り手支援型）		
M&A時の専門家活用に係る費用を補助	1/2~2/3補助	600万円※2
③ 廃業・再チャレンジ事業※3		
事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を補助	2/3補助	150万円

※1 一定の賃上げを実施する場合、補助上限を600万円から800万円に引き上げ

※2 M&Aが未成約の場合は300万円

※3 経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能

【スケジュール等】

2022年度第2次補正予算	
公募期間	未定
事務局HP	未定


【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL : 011-709-2311 (内線2562) E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

防災・減災に取り組みたい

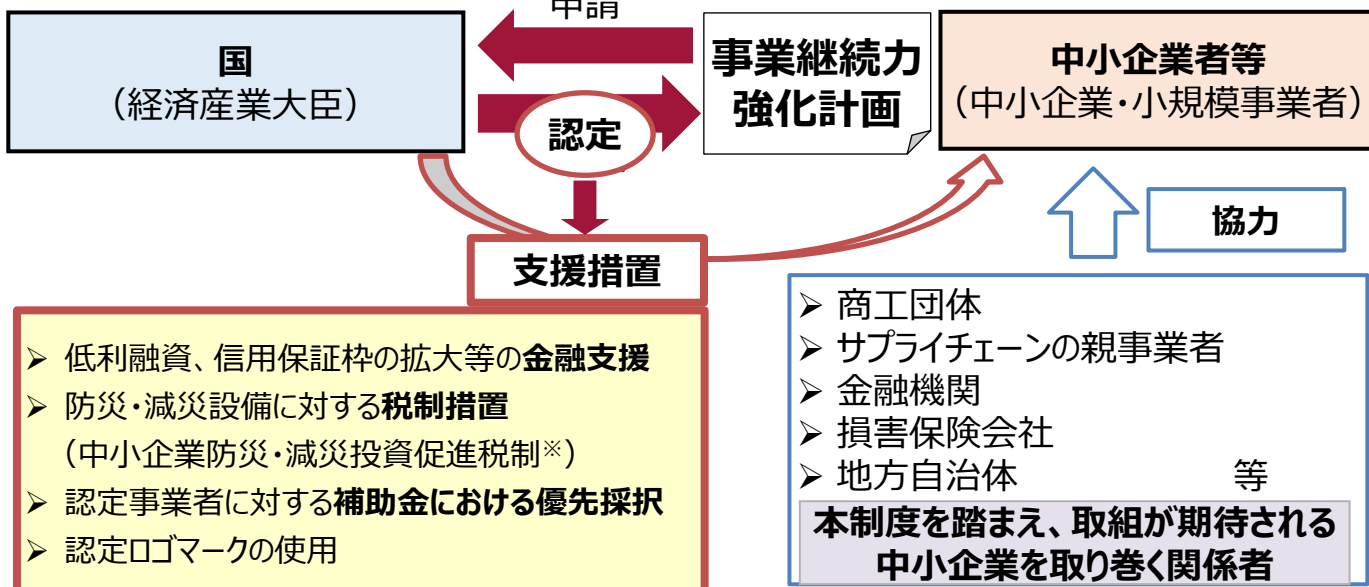
17.事業継続力強化計画

事業継続力強化計画 



自然災害や感染症等のリスクに備え、防災・減災の事前対策に関する計画を策定する中小企業者等を金融・税制面等から支援します。

【事業スキーム】



認定申請は**電子申請システム**にて→ <https://www.keizokuryoku.go.jp/>

項目	※中小企業防災・減災投資促進税制
対象者	2023年3月31日までの期間に事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者が対象。ただし、本税制を利用できるのは、資本金 1億円以下の法人等（大企業の子会社等を除く）に限る。
対象設備	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、下記に掲げるもの 【設備種類（最低取得価額）】※対象外設備あり ◆機械及び装置（100万円以上） ◆器具及び備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上）
適用期間	認定を受けた日より同日以後 1 年を経過するまで (当該期間内に、計画に記載した対象設備を新たに取得等して事業の用に供すること)
支援措置	特別償却（20%）の税制措置 ※2023年4月1日以後の取得等は18%
備考	詳細については、当局Webページをご覧ください。 https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL : 011-709-2311 (内線2575)

E-mail : bzl-hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp

燃料タンクや自家発電設備を設置したい

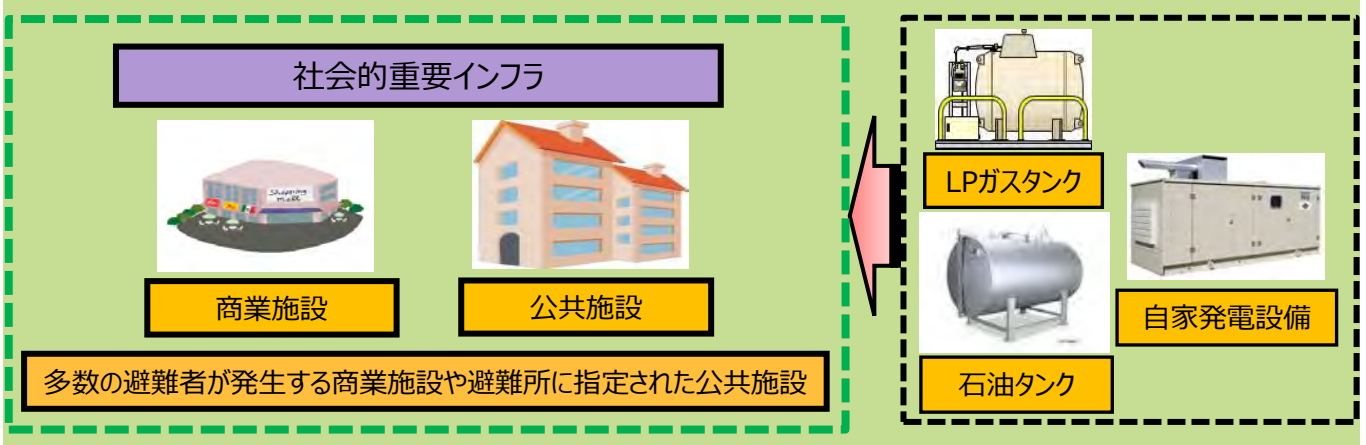
18.災害時に備えた社会的重要なインフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

自衛的燃料備蓄補助金



避難所や医療・福祉施設等への自家発電設備、燃料タンク等の導入を支援します。

【事業スキーム】



【活用事例】

根室市を中心に、コンビニなどの小売事業やSSなど石油製品販売事業を展開する(株)ヒシサンでは、本補助金を活用してLPガスタンクと自家発電設備を導入。

ブラックアウト時に停電を回避して営業継続し、避難所開設の準備を行った。

事業継続した小売店舗

導入設備



【要件】

項目	
対象者	避難所、避難困難者が発生する施設等
補助上限額	燃料タンクのみ：1,000万円 燃料タンク+自家発電設備等：3,000万円 燃料タンク+自家発電設備+空調設備：5,000万円 (LPガス) 燃料タンク+自家発電設備及び燃焼機器：5,000万円 (石油製品)
補助率	中小企業：2/3 その他：1/2
補助対象経費	燃料タンク(LPガス、石油製品)、自家発電設備、燃焼機器等
応募及び問合せ先	LPガス： （一財）エルピーガス振興センター TEL：03-6402-3626 石油製品：R4年度公募終了。R5年度公募未定。

※2022年度当初予算の内容を参考記載。今後は新しい情報が判明次第、随時更新予定。

【スケジュール】

公募開始時期未定

【北海道経済産業局 窓口(担当部署、TEL、E-mail)】

資源・燃料課、011-709-1788、bzl-hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp

停電対応型の天然ガスコージェネ・GHP等を導入したい

19.災害時の強靱性向上のための補助事業 (2022年度補正、2023年度当初)

強靱性 天然ガス 補助 🔍

災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムやガスヒートポンプ等の導入を支援します。

【事業イメージ】

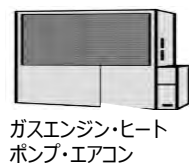
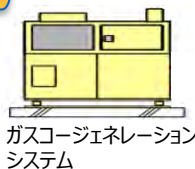


ガス導管

民間事業者等



<災害時にも対応可能な天然ガス利用設備>



【事業内容】

※2022年度補正、2023年度当初予算については未定
(以下は2022年度当初予算の情報を記載)

対象設備	・停電対応型コージェネレーションシステム ・停電対応型ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン
対象施設	◇ 防災計画指定の避難所等施設 (大学、体育館、公民館等) ◇ 防災上中核となる施設 (市役所、役場庁舎等) ◇ 自治体等と災害時の協定を締結し、地域住民に空間等を提供する民間施設 (宿泊施設、商業施設、温浴施設等) ◇ 自治体等と災害時の協定を締結し、分散避難者に一時避難場所と物資・食料・情報等を提供する施設 (商業施設等)
補助率	①大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設：1 / 2 以内 ②上記以外の中圧及び低圧ガス導管供給施設：1 / 3 以内
補助対象経費	新規設備機器費 等
応募及び問合せ先	(一社) 都市ガス振興センター (2022年度補正予算) (2023年度予算執行団体は2023年3月下旬決定予定)

【スケジュール】 2022年度補正予算：今後の公募期間は公表次第更新
(申請受付期間) 2023年度予算：今後の公募期間は公表次第更新

【北海道経済産業局 窓口】

資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 ガス事業室

TEL：011-709-2311 (内線 2740)

E-mail：bzl-hokkaido-gas@meti.go.jp

20.新規輸出1万者支援プログラム

輸出1万者



新たに輸出に乗り出すみなさまを後押しする支援策をご提案します。

【事業スキーム】

経済産業省、中小企業庁、JETRO及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出（越境EC含）に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、④輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援、などを一気通貫で実施します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはポータルサイトで登録ください。

JETROから折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	<p>【登録】 新規輸出1万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html</p> <p>【問い合わせ先（JETRO本部）】 電話：03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間：平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日、年末年始除く)</p>

【スケジュール】

2022年12月16日より募集中

【北海道経済産業局 窓口】
総務企画部 国際課 TEL：011-709-2311（内線2605）
E-mail：bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

外国出願の費用を軽減したい

21. 中小企業等外国出願支援事業補助金

外国出願 補助



中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費の一部を補助します。

【事業スキーム】

事業類型	対象	1出願に対する補助上限/補助率
特許	申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のもの (国内出願と予定している外国出願の申請者が同一であること)	150万円 / 1/2以内
実用新案、意匠、商標		60万円 / 1/2以内
冒認対策商標		30万円 / 1/2以内

※ 1企業に対する事業年度内の補助上限額：300万円

【活用事例】

理研興業(株) (小樽市) は、本補助制度を活用し、樹脂線付きワイヤーロープ等について特許を出願。海外の大企業との協業等により、道路インフラの整備が急務である海外諸国を中心に海外展開している。



【要件】

項目	
対象者	・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ ・地域団体商標については、商工会議所、商工会、NPO法人が対象
補助額 / 補助率	上記類型による
補助対象経費	外国特許庁への出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等
応募及び問合せ先	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G TEL : 011-232-2403

【スケジュール】

公募期間：未定 (参考_2022年度) 2022年5月23日 (月) ~6月24日 (金)

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL : 011-709-2311 (内線2586)

E-mail : bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

特許取得の費用を軽減したい

22.特許料等の減免制度

特許 減免



中小企業等を対象とした「出願審査請求料」、「特許料(1～10年分)」及び「国際出願に係る手数料」の軽減措置を講じます。

【事業スキーム】

対象	軽減率	出願審査請求料、 特許料1～10年分	国際出願に 関する手数料
中小企業		1/2に軽減	1/2に軽減
法人税非課税中小企業		1/2に軽減	軽減なし
研究開発型中小企業		1/2に軽減	1/2に軽減
小規模・中小ベンチャー企業		1/3に軽減	1/3に軽減
福島特措法の認定中小企業		1/4に軽減	1/4に軽減
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、公設試験研究機関 等		1/2に軽減	1/2に軽減

【要件】

項目	
対象者	中小企業等（詳細については、特許庁HP参照） https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html
軽減率	上記類型による
対象経費	・国内出願：出願審査請求料、特許料(1～10年分) ・国際出願：国際出願に関する手数料

【スケジュール】 随時受付中

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL：011-709-2311（内線2586）

E-mail：bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

23.北海道よろず支援拠点

北海道 よろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います。(URL : <https://yoro-zu-hokkaido.go.jp>)

○専門人材が中小企業・小規模事業者の経営相談に無料で応じます

中小企業診断士や税理士、弁護士など豊富な支援実績を有する専門人材を配置の上、創業から売上拡大、経営改善、海外展開などに至るまで、幅広い分野に関するきめ細やかな支援を行っています。



専門人材

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、ITコーディネータ、その他実務経験豊富なコンサルタント（野菜ソムリエ上級プロ、新商品開発、営業、デザインなど）

【活用事例】

・美容業

美容師業とエステティック業の複合サービスを提供し、安定的に顧客数を伸ばしている。人材の募集を行っても成果がなく、求人に関する課題を抱えていた。相談を通じて、採用希望の人材像を明確にし、伝えるべき求人情報を整理。希望する人材の応募があり採用につながった。

・飲食業

こだわり食材を使った手作り洋食を提供している飲食店。10年以上営業し、常連客に支えられてきたが、新メニュー開発やテイクアウトについて相談。お店のコンセプトの再設定とそれに合わせた新メニューやお弁当を販売。コロナ禍でも変わらない売上を維持することができた。

項目	
対象者	中小企業・小規模事業者 等
費用	無料
問合せ先	<p>以下の問い合わせ先に、電話 or メールでご連絡下さい。</p> <p>○札幌本部（平日 9:00~17:30） 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階 北海道中小企業総合支援センター内 TEL 011-232-2407 E-mail soudan@hsc.or.jp</p> <p>○地域拠点（毎週火曜日 9:00~17:30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道北支部 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター内 TEL 0166-68-2750 ・日胆支部 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 TEL 0143-47-6410 ・道南支部 函館市桔梗町379番地 道立工業技術センター内 TEL 0138-82-9089 ・オホーツク支部 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内 TEL 0157-31-1123 ・釧根支部 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 TEL 0154-64-5563 ・十勝支部 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内 TEL 0155-67-4515 <p>※相談窓口にお越しになれない場合、オンライン相談も可能です。</p>

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL : 011-709-2311 (内線2576)

E-mail : bzl-hokkaido-shokibo@meti.go.jp

【補助金の加点要素（法に基づく事業計画等）】

	経営力向上計画	地域経済牽引事業計画	事業継続力強化計画	経営革新計画
ものづくり補助金（補正）			○	○
持続化補助金	○(注3)			
IT導入補助金		○(注4)		
省エネ補助金	○(注1)	○(注1)		○(注1)
事業承継・引継ぎ補助金	○(注2)			○(注2)

(注1) 2022年度当初予算「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の制度を参考に記載しており、今後変更の可能性あります。

(注2) 2021年度当初予算「事業承継・引継ぎ補助金」の制度を参考に記載しており、今後変更の可能性あります。

(注3) 2019年度補正予算・令和3年度補正予算「持続化補助金」の制度を参考に記載しており、今後変更の可能性あります。

(注4) 2022年度当初予算「IT導入補助金」の制度を参考に記載しており、今後変更の可能性あります。

各事業計画の問合せ先

経営力向上計画

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL：011-709-2311（内線2574）
E-mail：bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

事業継続力強化計画

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL：011-709-2311（内線2575）
E-mail：bzl-hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp

地域経済牽引事業計画

経済産業省北海道経済産業局
地域経済部 地域未来投資促進室
TEL：011-709-2311（内線2553）
E-mail：bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

経営革新計画

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課
TEL：011-709-2311（内線2578,2594）
E-mail：bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

【用語の定義】

1. 中小企業

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 小規模事業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

本資料全体に関するお問合せは

北海道経済産業局 総務企画部企画調査課

TEL : 011-709-2311 (内線2520、2521)

※本資料は随時更新し、最新版はこちらからダウンロードできます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fy2023/index.htm>

※また、本資料に掲載している事業以外の公募情報も、当局HPからご覧いただけます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/koubo/index.htm>

【補助金申請の留意点】

- ・補助金は、後払いです。年度末に金額を確定した後に支払われます。
- ・事業期間内に支出した経費以外は、補助対象経費として認められません。